

第四号議案

大分県文化財保護条例施行規則の一部改正について

大分県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

大分県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第五号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「き損」を「毀損」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定及び同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第十条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十五条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十七条第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第九号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第三十五条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第三十六条第一項各号列記以外の部分中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第十号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年大分県教育委員会規則第三号） 新旧対照表

改正案

現行

<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（管理責任者の選任等の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢</p> <p>六～八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第七条・第八条（略）</p> <p>（滅失、毀損等の届出書の記載事項等）</p> <p>第九条 条例第十条の規定による滅失、毀損等の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六（略）</p> <p>七 滅失、毀損等の員数</p> <p>八 滅失、毀損等の事実の生じた日時及び場所</p> <p>九 滅失、毀損等の事実を知つた日時</p> <p>十 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度</p> <p>十一 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（管理責任者の選任等の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>五 管理責任者の職業</p> <p>六～八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第七条・第八条（略）</p> <p>（滅失、き損等の届出書の記載事項等）</p> <p>第九条 条例第十条の規定による滅失、き損等の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六（略）</p> <p>七 滅失、き損等の員数</p> <p>八 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所</p> <p>九 滅失、き損等の事実を知つた日時</p> <p>十 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度</p> <p>十一 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況</p>
--	---

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参
考となる事項

2 毀損の場合にあつては、前項の書面に、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所の変更の届出書の記載事項)

第十条 条例第十一条本文の規定による所在の場所の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その変更しようとする日の二十日前までに提出しなければならない。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 十二 (略)

2 (略)

第十一条 (略)

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第十二条 条例第十八条第一項の規定による現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとするときの申請の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 十二 (略)

2 (略)

第十三条・第十四条 (略)

(修理の届出書の記載事項等)

第十五条 条例第十九条第一項の規定による修理の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その修理をしようとする日の三

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参
考となる事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所の変更の届出書の記載事項)

第十条 条例第十一条本文の規定による所在の場所の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その変更しようとする日の二十日前までに提出しなければならない。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名 及び住所

六 十二 (略)

2 (略)

第十一条 (略)

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第十二条 条例第十八条第一項の規定による現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとするときの申請の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名 及び住所

五 十二 (略)

2 (略)

第十三条・第十四条 (略)

(修理の届出書の記載事項等)

第十五条 条例第十九条第一項の規定による修理の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その修理をしようとする日の三

十日前までに提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇十二 (略)

2 (略)

第十六条 (略)

(公開の勧告による出品の場合の補償の請求)

第十七条 条例第二十条第七項の規定により損失の補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五〇八 (略)

九 滅失し、又は毀損した県指定有形文化財について損害保険

契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項

十 (略)

第十八条〜第三十四条 (略)

(土地の所在等の異動の届出書の記載事項等)

第三十五条 条例第三十八条の規定による土地の所在等の異動の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇十一 (略)

2・3 (略)

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

十日前までに提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名 及び住所

六〇十二 (略)

2 (略)

第十六条 (略)

(公開の勧告による出品の場合の補償の請求)

第十七条 条例第二十条第七項の規定により損失の補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名 及び住所

五〇八 (略)

九 滅失し、又はき損した県指定有形文化財について損害保険

契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項

十 (略)

第十八条〜第三十四条 (略)

(土地の所在等の異動の届出書の記載事項等)

第三十五条 条例第三十八条の規定による土地の所在等の異動の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名 及び住所

六〇十一 (略)

2・3 (略)

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

<p>第三十六条 条例第三十九条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>七〜九 (略)</p> <p>十 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼす県指定史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項</p> <p>十一〜十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十七条〜第四十二条 (略)</p> <p>第一号様式〜第七号様式 (略)</p>	<p>第三十六条 条例第三十九条第一項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>七〜九 (略)</p> <p>十 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼす県指定史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項</p> <p>十一〜十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十七条〜第四十二条 (略)</p> <p>第一号様式〜第七号様式 (略)</p>
---	--

大分県文化財保護条例施行規則の一部改正について

1 施行規則の概要

文化財保護法の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で大分県内に所在するもののうち大分県にとって重要なものについて、その保存及び活用に関して必要な事項を定めた**大分県文化財保護条例の施行**に関し**必要な事項を定めた規則**である。

2 改正の理由

大分県文化財保護条例等の一部を改正する条例（平成31年大分県条例第7号 平成31年4月1日施行）により条例の一部が改正され、県指定有形文化財等の所有者が**管理責任者を選任できる要件が拡大し、個人だけでなく法人その他の団体も管理責任者に選任できるようになること**等に伴い規定を整備する必要がある。

3 改正の内容

- ① 管理責任者の選任届出書等の記載事項のうち管理責任者の「氏名」の下に「名称」を加える。

管理責任者の「氏名」 → 管理責任者の「氏名又は名称」

（第6条第1項第4号、第9条第1項第5号、第10条第1項第5号、第12条第1項第4号、第15条第1項第5号、第17条第1項第4号、第35条第1項第5号、第36条第1項第6号）

- ② 管理責任者の選任届出書に管理責任者の職業及び年齢の記載を必要とする場合を管理責任者が個人の場合に限定する。

管理責任者「の職業」 → 管理責任者「が個人である場合にあつては、その職業」

（第6条第1項第5号）

- ③ その他規定の整備

き 損 → 毀 損

現状の変更 → 現状変更

（第9条、第12条第1項、第17条、第36条第1項）

4 施行期日

公布の日